

江戸川区児童福祉審議会条例

(設置)

第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第八条第三項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。)第二十五条の規定に基づき、江戸川区長(以下「区長」という。)の附属機関として、江戸川区児童福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- 一 児童福祉法第八条第一項から第三項までに規定する事項に関すること。
- 二 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十九条に規定する事項に関すること。
- 三 認定こども園法第十七条第三項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項に規定する事項に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。

(組織)

第三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

- 2 前項に規定する委員のほか、区長は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時の委員(以下「臨時委員」という。)を置くことができる。

(委員)

第四条 審議会の委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

- 一 児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者
 - 二 学識経験者
 - 三 前二号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。
 - 4 委員及び臨時委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第五条 審議会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会は、委員長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、

委員長の決するところによる。

- 4 臨時委員は、特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前二項の適用については、委員とみなす。

(意見の聴取)

第七条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(委員以外の者の費用弁償)

第八条 前条の規定により審議会に出席した者に対しては、その費用を弁償する。ただし、江戸川区から給料を受ける職にある者で、その職務に関連して審議会に出席した場合においては、支給しない。

- 2 費用弁償の種類及び額は、職員の旅費に関する条例(昭和三十年七月江戸川区条例第十三号。以下「旅費条例」という。)に定める種類及び五級の職務にある者相当額とする。

- 3 費用弁償の支給方法は、旅費条例の適用を受ける職員の例による。

- 4 前三項の規定による費用弁償のほか、区長が特に必要と認める経費については、その実費を弁償する。

(守秘義務)

第九条 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第十条 この条例の施行に関し必要な事項は、江戸川区規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(江戸川区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

- 2 江戸川区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十六年十月江戸川区条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「児童の保護者その他児童福祉に係る当事者」を「江戸川区児童福祉審議会条例(令和二年三月江戸川区条例第八号)第一条に規定する江戸川区児童福祉審議会」に改める。

(江戸川区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

- 3 江戸川区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十六年十月江戸川区条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「児童の保護者その他児童福祉に係る当事者」を「江戸川区児童福祉審議会条例(令和二年三月江戸川区条例第八号)第一条に規定する江戸川区児童福祉審議会」に改める。